

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書の訂正届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成24年8月17日提出
<b>【発行者名】</b>	H S B C 投信株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役 松田 庄平
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都中央区日本橋三丁目11番1号
<b>【事務連絡者氏名】</b>	村中 広司
<b>【電話番号】</b>	代表(03)3548-5690
<b>【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】</b>	H S B C チャイナ オープン
<b>【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】</b>	1兆円を上限とします。
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年4月25日付をもって提出した有価証券届出書（平成24年5月1日および平成24年6月15日付提出の有価証券届出書の訂正届出書にて訂正済み。以下「原届出書」といいます。）の記載事項に訂正がありますので、これを訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部\_は訂正部分を示します。なお、図もしくは表が含まれる部分については、下線を省略する場合があります。

### 第一部【証券情報】

末尾の<信託約款の変更（予定）について>を削除します。

<末尾削除>

#### 信託約款の変更（予定）について

当ファンドにおきましては、以下の要領にて信託約款の変更を予定しております。当ファンドのご購入に際しましては、以下の点に十分ご注意ください。

#### 1. 予定している信託約款の変更内容等

##### 運用の基本方針等の変更

主要投資対象に、ルクセンブルグ籍証券投資法人（米ドル建）「HSBC Specialist Funds HSBC China Opportunities Fund Class ZD」およびわが国の証券投資信託「H S B C マネープールファンド（適格機関投資家専用）」に投資する「H S B C 中国A株マザーファンド」を加えます。また、当該変更に伴い、「投資の対象とする資産の種類」、「運用の指図範囲等」ならびに「投資制限」などの関連条文について、所要の変更を行います。

当該約款変更は、ファンドの基本的性格を維持しつつ、中国A株への投資機会の拡大をはかることにより、信託財産の中長期的な成長に資することを目的とするものです。

なお、上記変更（予定）に伴う「1. ファンドの目的・特色」の変更後の主な概要は、以下のとおりです。

##### 〔ファンドの目的〕

「HSBC チャイナ マザーファンド」および「HSBC 中国A株マザーファンド」への投資を通じて、中華人民共和国\*の株式等を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。

\* 以下、「中国」といいます。

## 〔ファンドの特色〕

<p><u>HSBC チャイナ マザーファンド</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中国国内の企業、および中国経済の発展と成長に関連しかつ収益のかなりの部分を中国国内の活動から得ている中国以外の国の企業を投資対象企業とします。</li> <li>主に中国の証券取引所（香港証券取引所、上海証券取引所、深セン証券取引所）に上場されている投資対象企業の株式等に投資します。</li> <li>運用委託契約に基づいて、HSBCグローバル・アセット・マネジメント（香港）リミテッドに、運用の指図に関する権限を委託します。</li> </ul>
<p><u>HSBC 中国A株 マザーファンド</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主に、上海証券取引所、深セン証券取引所に上場する中国A株を主要投資対象とするルクセンブルグ籍証券投資法人（米ドル建）「HSBC Specialist Funds HSBC China Opportunities Fund Class ZD」（「中国A株ファンド」といいます。）に投資します。</li> <li>上記投資信託証券の投資比率を高位に保つことを基本に運用します。</li> </ul>

（注）中国A株とは、中国本土の株式市場（上海、深セン）に上場し、中国本土の投資家により人民元で売買されている中国企業の株式をいいます。ただし、適格外国機関投資家（QFII）制度では、中国証券監督管理委員会（CSRC）の認定を受けかつ中国国家外貨管理局（SAFE）から投資限度額の認可を受けた中国国外の機関投資家に対して、中国A株への投資が認められています。また、QFII制度では、一定期間、中国国外への送金に規制がかかっており、その一定期間経過後も中国国外への送金および中国国内への入金について、一定の制限があります。例えば、5,000万米ドルを超える資金の中国国外への送金および中国国内への入金については、中国管轄当局の認可が必要となっています。

## 〔ファンドの仕組み〕

▶当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者が投資した資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。ベビーファンドがマザーファンドに投資する際の投資コストはかかりません。

▶HSBC中国A株マザーファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズとは、複数の投資信託（ファンズ）に投資する投資信託（ファンド）のことをいいます。

※当該マザーファンドが組入対象とする投資信託証券は、追加・変更されることがあります。



\*1 ルクセンブルグ籍証券投資法人（米ドル建）「HSBC Specialist Funds-HSBC China Opportunities Fund-Class ZD」

\*2 わが国の証券投資信託「HSBC マネーボールファンド（適格機関投資家専用）」

【 H S B C 中国A株マザーファンドの主要投資対象ファンドの概要 】

ファンド名	HSBC Specialist Funds HSBC China Opportunities Fund Class ZD
形態	米ドル建てのルクセンブルグ籍証券投資法人
運用の基本方針	主として中国の証券取引所（上海証券取引所、深セン証券取引所）に上場している中国人民元建ての株式（以下、「中国A株」）に投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	・中国A株を主要投資対象とします。 ・中国A株に連動する金融商品に投資する場合があります。
主な投資制限	・デリバティブの直接利用は行いません。 ・中国A株に連動する金融商品への投資は、純資産額の30%以下とします。
設定日	平成24年8月23日（予定） 設定日は変更される場合があります。
決算日	年1回（毎年11月30日）
分配方針	原則として分配を行いません。
マネジメントフィー	ありません。
その他費用	有価証券の売買に係る手数料、租税、カストディーフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬、法律顧問費用、法的書類に要する費用、設立にかかる費用等
購入および換金	原則として月1回 当初設定後3ヶ月間、購入および換金の申込みを受け付けません。
申込手数料	ありません。
償還条項	ファンドの純資産額が500万米ドルを下回った場合等には、償還する場合があります。
投資顧問会社	H S B C グローバル・アセット・マネジメント（香港）リミテッド

社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たします。また、中国管轄当局の定める適格外国機関投資家（QFII）制度およびその他関連法規に従います。

「H S B C 中国A株マザーファンド」では、上記ファンドのほか、国内外の公社債および短期金融商品を主要投資対象とする「H S B C マネープールファンド（適格機関投資家専用）」に投資します。

信託報酬の変更

- ・「H S B C 中国A株マザーファンド」における投資先投資信託証券への投資に伴う運用管理費用の実質的な負担の増加を回避するため、当ファンドの信託報酬率を年0.00105%（税抜年0.001%）引き下げ、年1.88895%（税抜年1.799%）とします。

「H S B C 中国A株マザーファンド」で投資する投資信託証券のうち、「H S B C マネープールファンド（適格機関投資家専用）」の信託報酬率（年0.042%（税抜年0.04%））をその実質的な組入比率で勘案すると、投資者の実質的な負担は年0.00105%（税抜年0.001%）程度となり、当ファンドの投資者の実質的な運用管理費用（信託報酬率）は、年1.89%（税抜年1.80%）程度となります。

その他の変更

- ・「H S B C チャイナ マザーファンド」の運用委託先に支払う投資顧問報酬を、当ファンドが投資する当該マザーファンドの時価総額に応じて計算するよう変更します。
- ・当ファンドの購入および換金の申込受付不可日について、新たに中国本土（上海、深セン）の証券取引所の休場日およびルクセンブルグの銀行休業日を追加します。
- ・当ファンドの購入・換金の申込受付の中止および取消しについて、「H S B C 中国A株マザーファンド」において、その主要投資対象とする投資信託証券が換金を停止した場合ならびに換金代金の支払い資金に不足が生ずる事態が予想される場合を追加します。
- ・当ファンドの一部解約金の支払について、取引所における取引の停止、「H S B C 中国A株マザーファンド」が主要投資対象とする投資信託証券の換金の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情により、有価証券の売却（「H S B C 中国A株マザーファンド」が主要投資対象とする投資信託証券の換金を含みます。）や売却代金の入金が遅延したとき等には、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

あることを追加します。

- ・「H S B C 中国A株マザーファンド」の主要投資対象である投資信託証券が存続しないこととなる可能性がある場合には、新たな投資信託証券を選定することとし、選定できない場合には、当該マザーファンドは信託を終了します。当ファンドの信託契約の解約について、当該マザーファンドが信託を終了することとなる場合を追加します。

## 2. 中国A株投資にかかる留意点

当該約款変更に伴い想定される中国A株投資にかかる留意点は、以下のとおりです。

- ・本書提出日現在、中国A株への外国人による投資については、「適格外国機関投資家（QFII）制度」に基づいて、一定の適格要件を満たし、中国の国内証券市場に投資することについて、中国証券監督管理委員会（CSRC）の認定を受けたQFIIが、中国国家外貨管理局（SAFE）から認められた投資限度額の範囲内においてのみ投資が可能となっています。

「H S B C 中国A株マザーファンド」が投資を予定している「中国A株ファンド」は、投資顧問会社であるH S B C グローバル・アセット・マネジメント（香港）リミテッドが、QFIIとして認可された投資枠の範囲内で、中国A株に投資を行います。「中国A株ファンド」においては、QFII制度による規制の下、中国A株に70%以上を投資することとなっています。QFII制度上、QFIIが中国の国内証券市場で取引を執行するために任命できる発注先は数社に限られています。従って、投資先外国投資法人において、投資顧問会社が行う中国A株の買付けまたは売付けの発注先は集中する可能性があります。また、QFII制度においては、外国人持株規制などに関連して、QFIIの個別のポジションに対する当局の指導等がなされることもあり得ます。そのような場合、「中国A株ファンド」において、影響を受け損失を被る可能性があります。その結果、当ファンドが損失を被る可能性があります。

- ・中国A株への投資については、QFII制度上の送金規制等の制約を受けます。従って、当該投資法人において、中国A株への投資や信託財産の回金に時間を要することが想定されます。
- ・中国A株への投資については、さらに、SAFEの裁量で、中国の外貨収支残高状況等を理由とした政策の変更等により、海外からの投資規制や海外への送金規制など、外国為替取引上の規制が発生したり、中国人民元以外の通貨と中国人民元との交換を停止したりする場合があります。投資先外国投資法人において予定している信託財産の回金が行えない可能性があります。従って、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延等に伴い、当ファンドにおいて、換金代金等の支払いが遅延することがあります。
- ・QFII制度における中国国外への送金規制等により、換金に伴う支払い資金に不足が生ずる事態が予想される場合には、委託会社の判断で、当ファンドの換金申込の受付を中止することおよび既に受け付けた換金申込の受付を取り消すことができます。  
また、投資先外国投資法人において、買付けの申込みが拒絶された場合、または当該投資証券の発行（設定）および払戻し（解約）が一時的に中断された場合には、委託会社の判断で、当ファンドの購入・換金の申込受付を中止することおよび既に受け付けた購入・換金の申込受付を取り消す場合があります。
- ・QFIIに対する課税上の取扱いについては、中国の税法、規則および慣行に従います。将来、QFIIに対する課税上の取扱い、中国A株投資に対する課税上の取扱い、その他のQFII制度に基づく投資に対する課税上の取扱いが変更等された場合には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす可能性があります。また、将来的に、中国国内における期間収益に対し遡及的に税金が適用されることとなった場合には、当ファンドがこれを実質的に負担する可能性があります。
- ・中国の国内証券市場および証券投資に関する枠組みは、CSRCおよびSAFEの裁量に大きく影響を受けます。海外からの投資規制や海外への送金規制などの種々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更などによる新たな規制が設けられたりした場合には、中国A株市場が悪影響を被る可能性や運用上の制約を受ける可能性があります。
- ・中国の関係法令は近年制定されたものが多く、その解釈は必ずしも安定していません。これにより、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす可能性があります。

上記は中国A株投資にかかる主な留意点について説明したものであり、全ての留意点を網羅したものではありません。

当ファンドの運用に際しては、上記、中国A株投資にかかるリスクおよび制約を勘案して、ポートフォリオの構築を行います。投資環境、規制環境、運用資産状況の変化、運用上の制約、市場動向等により、上記、中国A株投資にかかるリスクが当ファンドにおいて顕在化し、損失が発生する可能性があります。また、委託会社の判断で、当ファンドの購入・換金の申込受付を中止することおよび既に受け付けた購入・換金の申込受付を取り消す場合があります。

### 3. 約款変更の手続きおよび日程

<u>新聞公告</u>	<u>平成24年6月18日（日本経済新聞朝刊）</u>
<u>異議申立期間</u>	<u>平成24年6月18日 ~ 平成24年7月23日</u>
<u>信託約款変更適用日</u>	<u>平成24年8月20日（予定）</u>

異議申立ての受益者の受益権の合計口数が新聞公告日現在の受益権総口数の2分の1を超えた場合には、信託約款の変更を行いません。この場合、信託約款の変更を行わない旨を、速やかに日本経済新聞にて公告します。

なお、平成24年6月15日以降に当ファンドの購入をお申込みいただいた場合には、上記の異議を申立てることはできません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

#### ファンドの目的

当ファンドは、「H S B C チャイナ マザーファンド」\*1への投資を通じて、主に中華人民共和国\*2の株式等に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。

\*1以下、「マザーファンド」といいます。\*2以下、「中国」といいます。

#### ファンドの基本的性格

当ファンドは、「追加型投信/海外/株式」\*に属します。

\* 社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類です。

当ファンドの商品分類および属性区分は、以下のとおりです。

〔商品分類〕			〔属性区分〕				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
単位型 追加型	国内	株式 債券	株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 不動産投信 その他資産(投資 信託証券(株式)) 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他	グローバル	ファミリー ファンド	あり
	海外	不動産投信 その他資産 資産複合			日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング		
	内外						

(注) 当ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

(省略)

(省略)

#### ファンドの特色

##### 1) 中国の株式等に投資します。

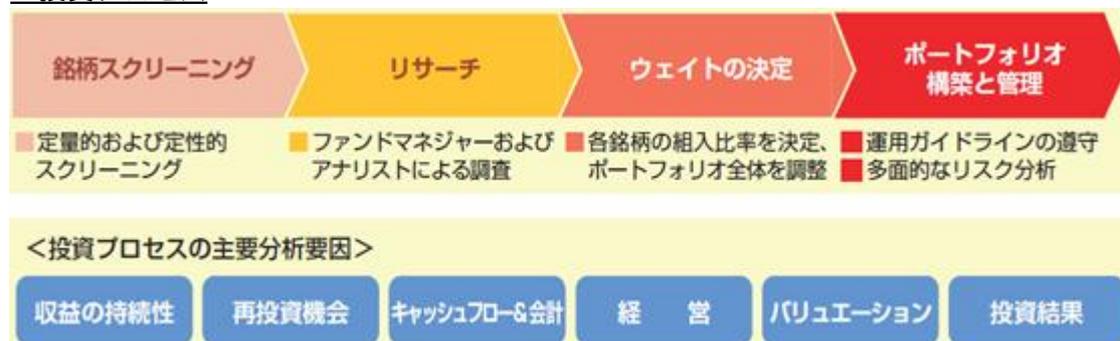
・マザーファンドへの投資を通じて、以下の株式等に投資します。

投資対象企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国国内の企業</li> <li>・中国経済の発展と成長に関連し、収益のかなりの部分を中国国内の活動から得ている、中国以外の国の企業</li> </ul>
投資対象有価証券	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国の証券取引所(香港証券取引所、上海証券取引所、深圳証券取引所)に上場あるいはその他の取引所または取引所に準ずる市場で取引されている投資対象企業の株式</li> <li>・投資対象企業のADR(米国預託証券)やGDR(グローバル預託証券)等</li> </ul> <p>※預託証券とは、ある国の会社の株式を海外でも流通させるために、その会社の株式を銀行等に預託し、見合いに海外で発行される証券のことをいいます。</p>

- ・株式の実質組入比率は、原則として高位に維持します。
- ・実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- 2) HSBCグローバル・アセット・マネジメント（香港）リミテッドが運用を行います。
- ・運用委託契約に基づいて、HSBCグローバル・アセット・マネジメント（香港）リミテッドに、マザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。
  - ・運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

#### ・投資プロセス



- ・HSBCグローバル・アセット・マネジメントに加え、HSBCグループ内の情報ソースを活用します。

(省略)

<訂正後>

#### ファンドの目的

当ファンドは、「HSBC チャイナ マザーファンド」<sup>\*1</sup>および「HSBC 中国A株マザーファンド」<sup>\*2</sup>への投資を通じて、主に中華人民共和国<sup>\*3</sup>の株式等を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。

\*1 以下、「チャイナマザーファンド」という場合があります。\*2 以下、「中国A株マザーファンド」という場合があります。\*3 以下、「中国」といいます。

#### ファンドの基本的性格

当ファンドは、「追加型投信/海外/株式」<sup>\*</sup>に属します。

\* 社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類です。

当ファンドの商品分類および属性区分は、以下のとおりです。

〔商品分類〕			〔属性区分〕				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
単位型 追加型	国内	株式 債券	株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あり
	海外	不動産投信	債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年2回	日本 北米		
	内外	その他資産 資産複合	不動産投信 その他資産(投資 信託証券(株式)) 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他	欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド ・オブ ファンズ	なし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 当ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。  
(省略)

(省略)

## ファンドの特色

1) 中国の株式等に投資します。

・マザーファンドへの投資を通じて、中国の株式等に実質的に投資します。

<p>チ ヤ イ ナ マ ザ ー フ ァ ン ド</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国国内の企業および中国経済の発展と成長に関連し収益のかなりの部分を中国国内の活動から得ている中国以外の国の企業を投資対象企業とします。</li> <li>・主に中国の証券取引所(香港証券取引所、上海証券取引所、深圳証券取引所)に上場あるいはその他の取引所または取引所に準ずる市場で取引されている投資対象企業の株式に投資します。</li> <li>・投資対象企業のADR(米国預託証券)やGDR(グローバル預託証券)に投資する場合があります。</li> </ul> <p>※預託証券とは、ある国の会社の株式を海外でも流通させるために、当該株式を銀行等に預託し、その見合いに海外で発行される証券のことをいいます。</p>
<p>中 国 A 株 マ ザ ー フ ァ ン ド</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主にルクセンブルグ籍証券投資法人(米ドル建)「HSBC Specialist Funds - HSBC China Opportunities Fund- Class ZD」(「中国A株ファンド」といいます。)に投資します。</li> <li>- 上海証券取引所、深圳証券取引所に上場する中国A株*を主要投資対象とします。</li> <li>・わが国の証券投資信託「HSBC マネープールファンド(適格機関投資家専用)」(「マネープールファンド」といいます。)にも投資します。</li> <li>- 国内外の公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。</li> <li>・「中国A株ファンド」の投資比率を高位に保つことを基本に運用します。</li> </ul>

\* 中国A株とは、中国本土の株式市場(上海、深セン)に上場し、中国本土の投資家により人民元建てで取引されている中国企業の株式をいいます。適格外国機関投資家(QFII)制度では、中国証券監督管理委員会(CSRC)の認定を受けかつ中国国家外貨管理局(SAFE)から投資限度額の認可を受けた中国国外の機関投資家に対して、中国A株への投資が認められています。

- ・株式の実質組入比率は、原則として高位に維持します。
- ・実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

2) 中国株式等の運用は、H S B C グローバル・アセット・マネジメント(香港)リミテッドが行います。

<p>チ ヤ イ ナ マ ザ ー フ ァ ン ド</p>	<p>「チャイナマザーファンド」の運用の指図に関する権限を、運用委託契約に基づいて、HSBCグローバル・アセット・マネジメント(香港)リミテッドに委託します。</p> <p>※運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することがあります。</p>
<p>中 国 A 株 マ ザ ー フ ァ ン ド</p>	<p>「中国A株マザーファンド」の主要投資対象である「中国A株ファンド」の運用は、HSBCグローバル・アセット・マネジメント(香港)リミテッドが行います。</p> <p>※「中国A株ファンド」の概要は、後掲の「&lt;ご参考&gt;「HSBC 中国A株マザーファンド」が投資する投資信託証券およびその概要 投資対象ファンドの概要(1)」をご参照ください。</p>

・2つのマザーファンドの投資配分ならびに「中国A株マザーファンド」における「中国A株

ファンド」への投資比率の決定は、H S B C 投信株式会社が行います。

- ・ H S B C グローバル・アセット・マネジメントに加え、H S B C グループ内の情報ソースを活用します。

(省略)

## (2) 【ファンドの沿革】

<訂正前>

平成14年1月31日 信託契約締結、当ファンドの設定および運用開始

<訂正後>

平成14年1月31日 信託契約締結、当ファンドの設定および運用開始

平成24年8月20日 当ファンドの主要投資対象として「H S B C チャイナ マザーファンド」に加え、「H S B C 中国A株マザーファンド」を新設(予定)

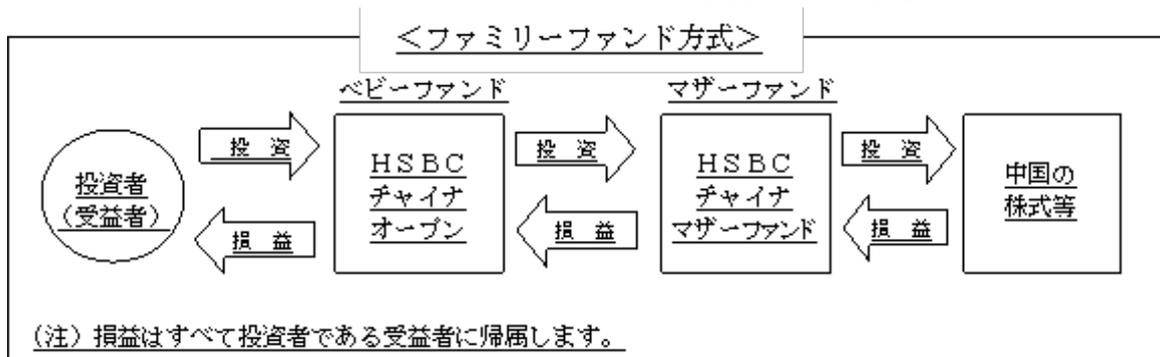
## (3) 【ファンドの仕組み】

<訂正前>

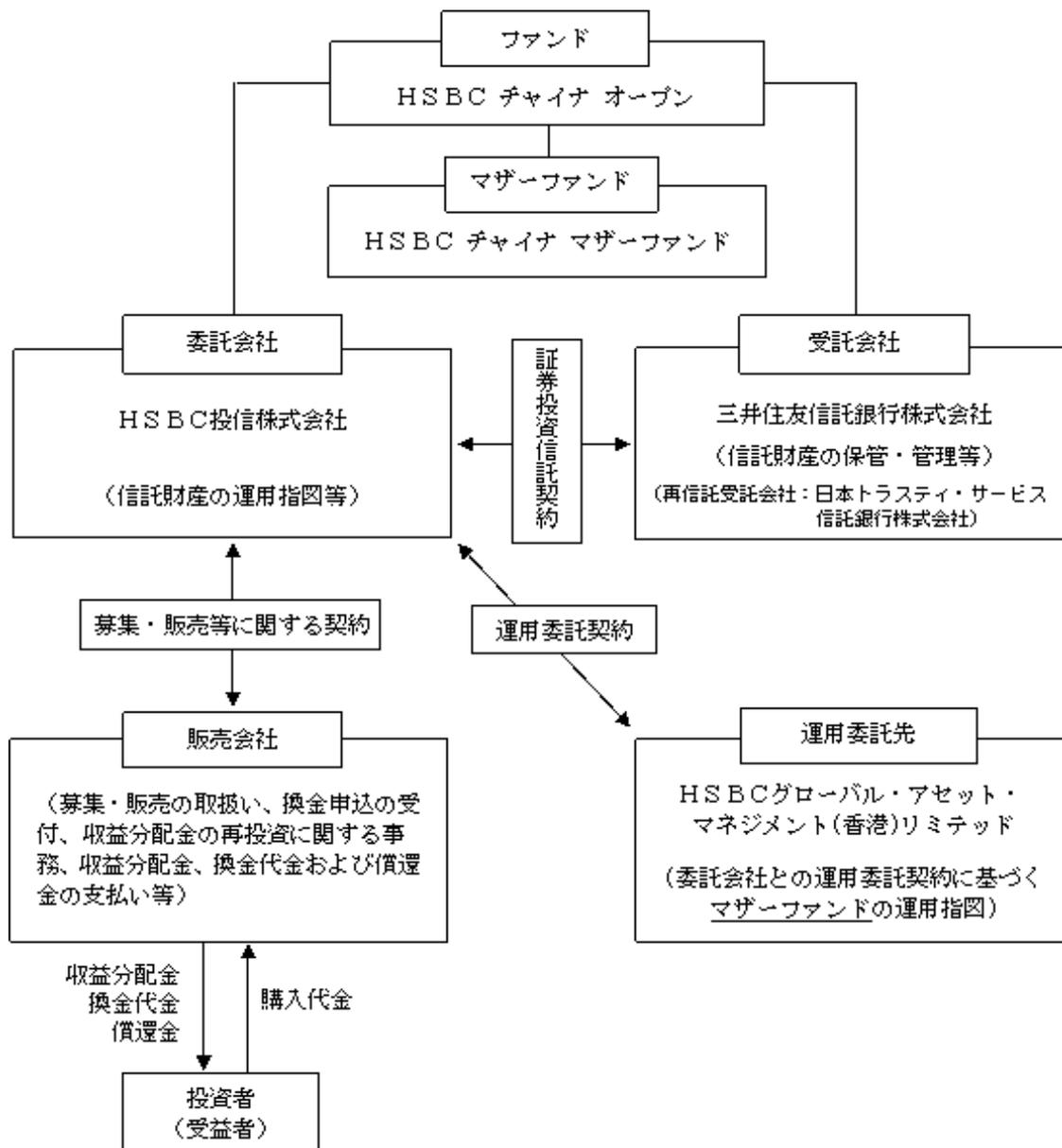
ファンドの仕組み

### 1) 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者が投資した資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。ベビーファンドがマザーファンドに投資する際の投資コストはかかりません。



## 関係法人の概要



## &lt; 委託会社が関係法人と締結している契約等の概要 &gt;

1) ~ 2) (省略)

3) 投資顧問会社と委託会社との間では「運用委託契約」が締結されており、マザーファンドの運用指図に関する権限の委託にあたっての投資顧問会社の義務、報酬、法令遵守等が定められています。

## 委託会社の概況

(省略)

&lt; 訂正後 &gt;

## ファンドの仕組み

・当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者が投資した資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。ベビーファンドがマザーファンドに投資する際の投資コストはかかりません。

・「中国A株マザーファンド」は、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。 ファンド・オブ・ファンズとは、複数の投資信託(ファンズ)に投資する投資信託(ファンド)のことをいいます。 当該マザーファンドが組入対象とする投資信託証券は、追加・変更されることがあります。



委託会社の概況  
(省略)

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<訂正前>

基本方針

当ファンドは、中国の証券取引所に上場されている株式に投資するマザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。

投資態度

- 1) 主としてマザーファンドの受益証券に投資します。
- 2) 投資状況に応じ、マザーファンドと同様の運用（主として中国の証券取引所に上場されている株式、もしくは同国にある証券取引所に準ずる市場で取引されている株式、あるいは中国経済の発展と成長に係わる企業および収益のかなりの部分を中国内の活動から得ている企業の発行する株式に投資）を直接行うことがあります。
- 3) 上記の証券取引所は、香港、上海、深センの証券取引所をいいます。ただし、その他の取引所または取引所に準ずる市場で取引されている企業の株式も投資対象とすることがあります。
- 4) 株式の実質組入比率は、原則として高位に維持します。
- 5) 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 6) 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記の運用が行われないことがあります。
- 7) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。）を行うことができます。

<訂正後>

基本方針

当ファンドは、主に中国の証券取引所に上場されている株式に投資する「H S B C チャイナマザーファンド」および「H S B C 中国A株マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

当ファンドの運用目的を忠実かつ適正に達成するため、「H S B C 中国A株マザーファンド」における投資先投資信託証券（指定投資信託証券）の選定は、次の点を重視して行います。

選定基準

「中国A株ファンド」

投資対象国通貨および投資対象資産が、当ファンドの投資方針に合致している点

「マネープールファンド」

余裕資金の運用を行うことにより、当ファンドの運用を円滑に行える点

選定基準

指定投資信託証券の運用状況の把握、投資環境・市場状況等の情報入手の容易さ等といった観点から、当ファンドの運営・管理における事務をスムーズかつ正確に執行できる点

投資態度

- 1) マザーファンド受益証券の合計の組入比率は、原則として高位に保ちます。
- 2) マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として中華人民共和国（以下、「中国」といいます。）の証券取引所に上場されている株式もしくは同国にある証券取引所に準ずる市場で取引されている株式、あるいは中国経済の発展と成長に係わる企業および収益のかなりの部分を中国内の活動から得ている企業の発行する株式に投資します。
- 3) 上記の証券取引所は、香港、上海、深センの証券取引所をいいます。
- 4) 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

5) 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記の運用が行われないことがあります。

## (2) 【投資対象】

<訂正前>

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - (a) 有価証券
  - (b) デリバティブ取引に係る権利
  - (c) 金銭債権
  - (d) 約束手形
- 2) 特定資産以外の資産で、次に掲げる資産
  - (a) 為替手形

投資対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として親投資信託であるマザーファンドの受益証券および次の1)から22)までの有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1)から11)までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14) 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。有価証券に係るものに限り、)
- 17) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、)
- 20) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22) 外国の者に対する権利で前記21)の有価証券の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書、12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに12)および17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)の証券および14)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

## 投資対象とする金融商品の運用指図

前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で前記5)の権利の性質を有するもの

当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記1)から6)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

## &lt;訂正後&gt;

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - (a) 有価証券
  - (b) 金銭債権
  - (c) 約束手形
- 2) 特定資産以外の資産で、次に掲げる資産
  - (a) 為替手形

## 投資対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として親投資信託である「H S B C チャイナ マザーファンド」および「H S B C 中国A株マザーファンド」の受益証券のほか、次の1)から5)までの有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

- 1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1)の証券または証書の性質を有するもの
- 3) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 4) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体になった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- 5) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、4)の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は、買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

## 投資対象とする金融商品の運用指図

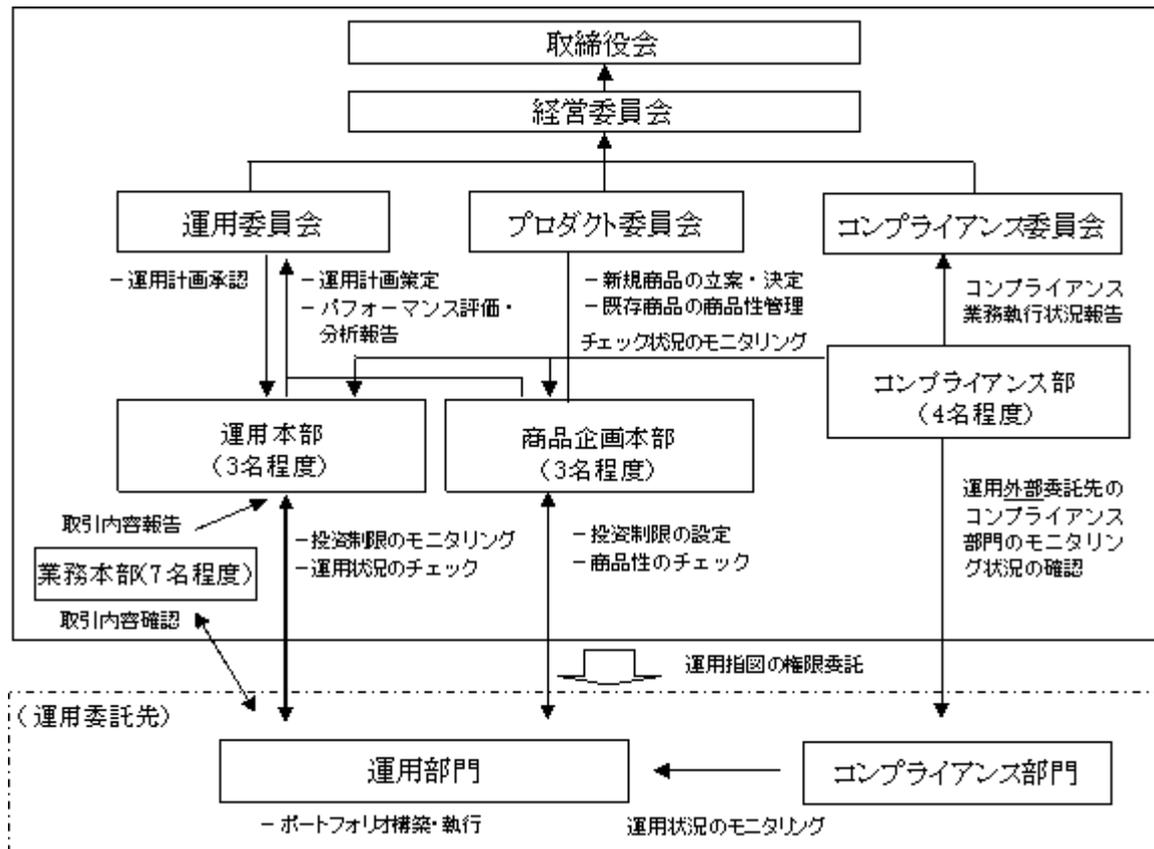
前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記 1 ) から 4 ) までに掲げる金融商品により運用することの指図ができません。

## (3) 【運用体制】

&lt;訂正前&gt;



## 当ファンドの運用

当ファンドが主要投資対象としているマザーファンドの運用は、委託会社との運用委託契約に基づき、H S B C グローバル・アセット・マネジメント（香港）リミテッド（運用委託先：投資顧問会社）が行います。

## 当ファンドの運用管理体制

委託会社は以下の通り、運用委託先の運用状況を監視し管理します。

運用委託先運用部門で執行する取引内容は、業務本部が確認し、運用本部へ報告します。

運用本部は、業務本部からの取引報告をもとに運用委託先運用部門が行う運用状況のチェックおよび委託会社のシステムを通じたモニタリングにより、運用委託契約に沿った運用を適正に行っているかを日々管理します。

商品企画本部は、投資制限の設定、商品性のチェックを行います。

コンプライアンス部は、運用本部および商品企画本部のチェック状況をモニタリングします。また運用委託先コンプライアンス部門のモニタリング状況を確認します。

なお運用委託先において、運用部門が適正な運用を行っているかを、運用委託先コンプライアンス部門がモニタリングしています。

## 運用体制の監督機関

(省略)

## 受託会社に対する管理体制

(省略)

ファンドの運用に関しては、以下のような原則にしています。

(法令等の遵守)

運用業務の遂行にあたっては、金融商品取引業者の業務の公共性を自覚し、金融商品取引法および関連法令、社団法人投資信託協会、社団法人日本証券投資顧問業協会等で定める諸規則およびガイドライン等を遵守しなければならない。

(省略)



< H S B C 中国A株マザーファンド >

運用本部が投資する投資信託証券を選定し、運用します。

運用本部は、業務本部からの取引報告をもとに、方針どおりの運用を適正に行っているか等の運用執行状況を日々管理します。

商品企画本部は、投資制限の設定、商品性のチェックを行います。

コンプライアンス部は、運用本部および商品企画本部のチェック状況をモニタリングします。

運用体制の監督機関

(省略)

受託会社に対する管理体制

(省略)

ファンドの運用に関しては、以下のような原則にしたがいます。

(法令等の遵守)

運用業務の遂行にあたっては、金融商品取引業者の業務の公共性を自覚し、金融商品取引法および関連法令、社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会等で定める諸規則およびガイドライン等を遵守しなければならない。

(省略)

運用体制等は本書提出日現在のものであり、今後変更になる可能性があります。

(4) 【分配方針】

< 訂正前 >

収益分配方針

(省略)

収益の分配方式

1) 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) (省略)

2) 毎計算期末において、信託財産に生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の交付

(省略)

< 訂正後 >

収益分配方針

(省略)

収益の分配方式

1) 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(a) 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) (省略)

2) 毎計算期末において、信託財産に生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の交付

(省略)

## （５）【投資制限】

< 訂正前 >

当ファンドの約款に定める投資制限は以下のとおりです。

1) 株式への実質投資割合には制限を設けません。

2) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

### 3) 投資する株式等の範囲

(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(b) 前記(a)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとし、

### 4) 同一銘柄の株式等への投資制限

(a) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。

(b) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

(c) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。

(d) 前記(a)から(c)までにおいて信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。（後記5）、6）、7）の(b)および14）の(b)において同じ。）

### 5) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

### 6) 投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

### 7) 信用取引の指図範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとし、

- (b) 前記(a)の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付に係る建玉の時価総額うち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(b)の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

#### 8) 先物取引等の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### 9) スワップ取引の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間(信託契約締結日から信託終了日または信託解約の日までをいいます。以下同じ。)を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 10) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 11) 有価証券の貸付の指図および範囲

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次のイ、およびロ、の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- イ、株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- ロ、公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(b) 前記(a)のイ・およびロ・に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 12) 公社債の空売り

委託会社は、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができないものとします。

#### 13) 公社債の借入れ

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(b) 前記(a)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(b)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(d) 前記(a)の借入れに係る品借料は信託財産から支払います。

#### 14) 外国為替予約の指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(b) 前記(a)の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(c) 前記(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### 15) 一部解約の請求および有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### 16) 再投資の指図

委託会社は、前記15)の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### 17) 資金の借入れ

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合も含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金の支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の入金日までの間、または受益者への解約代金の支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金の入金日までの間、もしくは受益者への解約代金の支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。資金借入額は有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(c) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産から支払います。

#### 18) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

「投資信託及び投資法人に関する法律」および関係法令に基づく投資制限は以下のとおりです。

(省略)

(参考) マザーファンド (H S B C チャイナ マザーファンド) の投資方針

(省略)

< 訂正後 >

当ファンドの約款に定める投資制限は以下のとおりです。

1) マザーファンドを通じて実質的に投資を行う投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

2) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

3) 一部解約の請求および有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

4) 再投資の指図

委託会社は、前記3)の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

5) 資金の借入れ

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合も含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金の支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の入金日までの間、または受益者への解約代金の支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金の入金日までの間、もしくは受益者への解約代金の支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。資金借入額は有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(c) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産から支払います。

「投資信託及び投資法人に関する法律」および関係法令に基づく投資制限は以下のとおりです。

(省略)

(参考) マザーファンド (H S B C チャイナ マザーファンド) の投資方針

(省略)

(参考) マザーファンド (H S B C 中国A株マザーファンド) の投資方針

## （１）運用の基本方針

### 基本方針

信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

### 投資態度

- 1) 中国A株を主要投資対象とする投資信託証券に投資します。また、わが国の国債を中心とする公社債を投資対象とする証券投資信託にも投資します。
- 2) 上記1)の投資信託証券等への投資にあたっては、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）のうち、中国A株を主要投資対象とする投資信託証券の組入れを高位に保つことを基本とします。
- 3) 指定投資信託証券は、委託者の判断により、追加・変更（中国A株を主要投資対象とする投資信託証券については、この投資信託の設定後に新たに設定される投資信託証券を含みます。）することができます。
- 4) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 5) 当初設定時および償還準備に入った際、市況動向や大量の追加設定または解約によるファンドの資金事情等によっては、上記の運用が行われないことがあります。

## （２）投資対象

### 投資対象とする資産の種類

- 1) 次に掲げる特定資産
  - (a) 有価証券
  - (b) 金銭債権
  - (c) 約束手形
- 2) 特定資産以外の資産で、次に掲げる資産
  - (a) 為替手形

### 投資対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の1)から7)までの有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
- 3) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 4) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- 5) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 6) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 7) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、4)の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は、買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。また、5)および6)の証券（投資法人債券（外国投資証券で投資法人債券に類するものを含みます。）を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

### 投資対象とする金融商品の運用指図

前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記1)から4)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

## ご参考 「H S B C 中国A株マザーファンド」が投資する投資信託証券およびその概要

## 投資対象ファンドの概要（1）

ファンド名	HSBC Specialist Funds HSBC China Opportunities Fund Class ZD
形態	米ドル建てのルクセンブルグ籍証券投資法人
運用の基本方針	主として中国の証券取引所（上海証券取引所、深セン証券取引所）に上場している中国元建ての株式（以下、「中国A株」といいます。）に投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	?中国A株を主要投資対象とします。 ?中国A株に連動する金融商品に投資する場合があります。
主な投資制限	?デリバティブの直接利用は、原則として行いません。 ?中国A株に連動する金融商品への投資は、原則として純資産額の30%以下とします。
設定日	平成24年8月23日（予定） 設定日は変更される場合があります。
決算日	年1回（毎年11月30日）
分配方針	原則として分配を行いません。
マネジメントフィー	ありません。
その他費用	有価証券の売買に係る手数料、租税、カストディーフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬、法律顧問費用、法的書類に要する費用、設立にかかる費用等
購入および換金	原則として月1回 当初設定後3ヶ月間、購入および換金の申込みを受け付けません。
申込手数料	ありません。
償還条項	ファンドの純資産額が50百万米ドルを下回った場合等には、償還する場合があります。
投資顧問会社	HSBC グローバル・アセット・マネジメント(香港)リミテッド

社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たします。また、中国管轄当局の定める適格外国機関投資家（QFII）制度およびその他関連法規に従います。

## 投資対象ファンドの概要（2）

ファンド名	H S B C マネープールファンド（適格機関投資家専用）
形態	わが国の証券投資信託 / 適格機関投資家私募
運用の基本方針	国内外の公社債および短期金融商品を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目標として運用を行うことを基本とします。
主な投資対象	国内外の公社債および短期金融商品
設定日	平成17年5月20日
決算日	年1回（毎年3月10日、休業日の場合は翌営業日）
分配方針	年1回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配を行わないことがあります。
信託報酬	純資産総額に対して年0.042%（税抜年0.04%）
その他費用	信託事務の諸費用等
委託会社	H S B C 投信株式会社

上記の内容は本書提出日現在のもので、今後変更される場合があります。また、投資対象ファンドは、委託会社の判断により見直しを行うことがあります。

### 3【投資リスク】

<訂正前>

#### (1) ファンドのリスク

(省略)

当ファンド（マザーファンドを含みます。）の主なリスクおよび留意点は以下のとおりです。

基準価額の変動リスク

1) ~ 5) (省略)

6) 換金資金の流出に伴うリスク

短期間に大量の換金申込があった場合には、換金資金を手当てするため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあり、基準価額が下落する要因となります。

7) その他

当ファンドが投資する公社債、および短期金融商品に債務不履行が発生した場合、または予測される場合には、当該公社債および短期金融商品の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。

デリバティブ取引のリスク

当ファンドはデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間に相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスクなど様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることもありますが、実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

その他の留意点

1) ファンドの購入の申込みに関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（クーリング・オフ）の適用はありません。

2) ファンドは預金または保険契約ではなく、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入の投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。

3) 法令・税制・会計方法は今後変更される可能性があります。

4) 収益分配金、換金代金および償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって行う責任を負担し、販売会社は販売（購入代金の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を負担しており、互いに他について責任を負担しません。

5) 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、他のベビーファンドが当ファンドの投資対象であるマザーファンドに投資する場合、他のベビーファンドにおける資金変動等が当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

#### (2) 投資リスクに対する管理体制

(省略)

投資リスクに対する管理については、H S B C グローバル・アセット・マネジメントの代表的な管理方法について記載しております。なお、この体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更になる可能性があります。

<訂正後>

#### (1) ファンドのリスク

(省略)

当ファンド（「チャイナ マザーファンド」ならびに「中国A株 マザーファンド」で投資する投資信託証券を含みます。）の主なリスクおよび留意点は以下のとおりです。

基準価額の変動リスク

1) ~ 5) (省略)

6) 換金資金の流出に伴うリスク

短期間に大量の換金申込があった場合には、換金資金を手当てするため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

「中国A株マザーファンド」にかかる留意点

- 1) 投資対象ファンドは、委託会社の判断により、見直しを行うことがあります。これに伴い、投資対象ファンド以外の投資信託証券に投資することがあります。
- 2) 投資対象ファンドの運用方針が変更になる可能性があります。

中国A株投資にかかる留意点

- ・本書提出日現在、中国A株への外国人による投資については、「適格外国機関投資家（QFII）制度」に基づいて、一定の適格要件を満たし、中国の国内証券市場に投資することについて、中国証券監督管理委員会（CSRC）の認定を受けたQFIIが、中国国家外貨管理局（SAFE）から認められた投資限度額の範囲内においてのみ投資が可能となっています。  
「中国A株マザーファンド」の投資対象である「中国A株ファンド」においては、投資顧問会社であるH S B C グローバル・アセット・マネジメント（香港）リミテッドが、QFIIとして認可された投資枠を用い、純資産額の70%以上を中国A株とその他QFII制度上投資が認められた金融商品に投資を行います。QFII制度上、QFIIが中国の国内証券市場で取引を執行するために任命できる発注先は数社に限られています。従って、「中国A株ファンド」において、投資顧問会社が行う中国A株の買付けまたは売付けの発注先は集中する可能性があります。また、QFII制度においては、外国人持株規制などに関連して、QFIIの個別のポジションに対する当局の指導等がなされることもあり得ます。そのような場合、「中国A株ファンド」において、影響を受け、損失を被る可能性があります。その結果、当ファンドが損失を被る可能性があります。
- ・中国A株への投資については、QFII制度上の送金規制等の制約を受けます。QFII制度では、一定期間、中国国外への送金に規制がかかっており、その一定期間経過後も中国国外および中国国内への送金について、一定の制限があります。例えば、5,000万米ドルを超える資金の中国国外および中国国内への送金については、中国管轄当局の認可が必要となっています。従って、「中国A株ファンド」において、中国A株への投資や信託財産の回金に時間を要することが想定されます。
- ・中国A株への投資については、さらに、SAFEの裁量で、中国の外貨収支残高状況等を理由とした政策の変更等により、海外からの投資規制や海外への送金規制など、外国為替取引上の規制が発生したり、中国人民元以外の通貨と中国人民元との交換を停止したりする場合があります。「中国A株ファンド」において予定している信託財産の回金が行えない可能性があります。従って、有価証券の売却や売却代金の入金の遅延等に伴い、当ファンドにおいて、換金代金等の支払いが遅延することがあります。
- ・QFIIに対する課税上の取扱いについては、中国の税法、規則および慣行に従います。将来、QFIIや中国A株投資に対する課税上の取扱い、その他QFII制度に基づく投資に対する課税上の取扱いが変更等された場合には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす可能性があります。また、将来的に、中国国内における期間収益に対し遡及的に税金が適用されることとなった場合には、当ファンドがこれを実質的に負担する可能性があります。なお、「中国A株ファンド」は、中国国内を源泉とする利益や収益に対する課税にそなえて引当金を設定し、「中国A株ファンド」から差し引く権利を有します。しかし、当該引当金は最終的な課税金額を超過する場合もあれば不足する場合もあり、結果として、当ファンドの基準価額や収益性に影響を及ぼす可能性があります。
- ・中国の国内証券市場および証券投資に関する枠組みは、CSRCおよびSAFEの裁量に大きく影響を受けます。海外からの投資規制や海外への送金規制などの種々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更などによる新たな規制が設けられたりした場合には、中国A株市場が悪影響を被る可能性や運用上の制約を受ける可能性があります。

購入・換金の申込みにかかる留意点

- ・ QFII制度における中国国外への送金規制等により、換金に伴う支払い資金に不足が生ずる事態が予想される場合には、委託会社の判断で、当ファンドの換金申込の受付を中止することおよび既に受け付けた換金申込の受付を取り消すことができます。また、「中国A株ファンド」において、買付けの申込みが拒絶された場合、または当該投資証券の発行（設定）および払戻し（解約）が一時的に中断された場合には、委託会社の判断で、当ファンドの購入・換金の申込受付を中止することおよび既に受け付けた購入・換金の申込受付を取り消す場合があります。

上記 と の記載は、本書提出日現在で委託会社が確認できる情報に基づいたものです。また、中国の関係法令は近年制定されたものが多く、その解釈は必ずしも安定していません。

上記 と の記載は、中国A株投資にかかる主な留意点について説明したものであり、全ての留意点を網羅したものではありません。

当ファンドの運用に際しては、上記、中国A株投資に係るリスクおよび制約を勘案して、ポートフォリオの構築を行います。投資環境、規制環境、運用資産状況の変化、運用上の制約、市場動向等により、上記、中国A株投資に係るリスクが当ファンドにおいて顕在化し、損失が発生する可能性があります。また、委託会社の判断で、当ファンドの購入・換金の申込受付を中止することおよび既に受け付けた購入・換金の申込受付を取り消す場合があります。

#### その他の留意点

- 1) ファンドの購入の申込みに関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（クーリング・オフ）の適用はありません。
- 2) ファンドは預金または保険契約ではなく、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入の投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 3) 法令・税制・会計方法は今後変更される可能性があります。
- 4) 収益分配金、換金代金および償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。  
委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって行う責任を負担し、販売会社は販売（購入代金の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を負担しており、互いに他について責任を負担しません。
- 5) 「H S B C 中国A株マザーファンド」において、その主要投資対象である投資信託証券が存続しなくなる場合で、新たな投資信託証券を選定することができない場合には、当該マザーファンドは繰上償還します。この場合、当ファンドも同時に繰上償還することとします。
- 6) 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、他のベビーファンドが当ファンドの投資対象であるマザーファンドに投資する場合、他のベビーファンドにおける資金変動等が当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

#### (2) 投資リスクに対する管理体制 (省略)

投資リスクに対する管理については、H S B C グローバル・アセット・マネジメントの代表的な管理方法について記載しております。なお、この体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更になる可能性があります。

#### 4 【手数料等及び税金】

##### (3) 【報酬等】

<訂正前>

運用管理費用（信託報酬）の総額

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.89%（税抜年1.80%）の率を乗じて得た金額を費用として計上します。

信託報酬の支払い

上記 の信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払うものとします。

信託報酬の実質的な配分は次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社	計
年1.05% (税抜年1.00%)	年0.735% (税抜年0.70%)	年0.105% (税抜年0.10%)	年1.89% (税抜年1.80%)

委託会社の報酬には、H S B C グローバル・アセット・マネジメント（香港）リミテッドへのマザーファンドの運用委託契約に基づく投資顧問報酬（年0.30%）が含まれています。

<訂正後>

運用管理費用（信託報酬）の総額

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.88895%（税抜年1.799%）の率を乗じて得た金額を費用として計上します。

信託報酬の支払い

上記の信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払うものとします。

信託報酬の実質的な配分は次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社	計
年1.04895% (税抜年0.999%)	年0.735% (税抜年0.70%)	年0.105% (税抜年0.10%)	年1.88895% (税抜年1.799%)

委託会社に対する運用管理費用には、「H S B C チャイナ マザーファンド」の運用指図に関する権限の委託先に支払う投資顧問報酬（年0.30%）が含まれています。

#### \_\_ 投資先投資証券における信託報酬等

上記の信託報酬のほかに、「H S B C 中国A株マザーファンド」が主要投資対象とする各投資先投資信託証券において、マネジメントフィーまたは信託報酬がかかります。当該信託報酬等には各投資先投資信託証券において支払われます。

「中国A株ファンド」

マネジメントフィー	ありません。
-----------	--------

「マネープールファンド」

信託報酬	信託財産の純資産総額に対して年0.042%（税抜年0.04%）
------	---------------------------------

「H S B C 中国A株マザーファンド」で投資する投資信託証券の運用管理費用は年0%～0.042%であり、実質投資比率を加味すると年0.00105%（税抜年0.001%）程度です。したがって、当ファンドの運用管理費用の実質的な負担は、年1.89%（税抜年1.80%）程度となります。

#### （4）【その他の手数料等】

<訂正前>

当ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。ただし、これらに限定されるものではありません。当該費用の上限額については、運用状況等により変動するため、表記できません。

株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用

～（省略）

（省略）

なお、前記～に記載する費用等は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せず、かつ、委託会社の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

投資者が支払う手数料等の費用総額については、投資者のファンドの保有期間に応じて異なるため、表記できません。

<訂正後>

当ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。ただし、これらに限定されるものではありません。当該費用の上限額については、運用状況等により変動するため、表記できません。

**有価証券等の売買委託手数料**

～（省略）

（省略）

なお、前記～に記載する費用等は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せず、かつ、委託会社の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含まず。

（参考）「H S B C 中国A株マザーファンド」が投資対象とする各投資先投資信託証券において支払われるその他の費用には次のものがあります。これらの費用は各投資信託証券において支払われます。

「中国A株ファンド」組入有価証券の売買に係る手数料、租税、コストディーフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬、法律顧問費用、法定書類に要する費用、設立にかかる費用等「マネープールファンド」有価証券の売買委託手数料、信託財産に関する租税、信託事務処理に要する費用、投資信託振替制度に係る手数料および費用、法定書面にかかる費用、監査報酬等

投資者が支払う手数料等の費用総額については、投資者のファンドの保有期間に応じて異なるため、表記できません。

**（５）【課税上の取扱い】**

&lt;訂正前&gt;

日本の居住者である受益者に対する課税については、次のような取扱いになります。

なお、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

（省略）

（注）上記の内容は平成24年4月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務の専門家等にご確認されることをお勧めします。

&lt;訂正後&gt;

日本の居住者である受益者に対する課税については、次のような取扱いになります。

なお、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

（省略）

（注）上記の内容は平成24年6月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務の専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

以下は全文更新につき、訂正・更新後のものを記載いたします。

## &lt;訂正・更新後&gt;

以下は平成24年6月末日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

なお、「H S B C 中国A株マザーファンド」は平成24年8月20日に運用を開始する予定であり、本書提出日現在、該当事項はありません。

## (1)【投資状況】

## H S B C チャイナ オープン

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	-	21,008,061,663	100.89
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	184,347,698	0.89
合計(純資産総額)	-	20,823,713,965	100.00

## (参考) H S B C チャイナ マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	中国	17,616,908,059	43.49
	香港	14,345,888,526	35.41
	ケイマン諸島	6,323,326,930	15.61
	バミューダ諸島	745,040,657	1.84
	小計	39,031,164,172	96.35
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,477,471,126	3.65
合計(純資産総額)	-	40,508,635,298	100.00

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

国/地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	H S B C チャ イナ マザー ファンド	7,998,196,019	2.8443	22,749,868,958	2.6266	21,008,061,663	100.89

## 投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.89
合計	100.89

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考情報) H S B C チャイナ マザーファンド  
投資有価証券の主要銘柄

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	香港	株式	CHINA MOBILE LIMITED	電気通信 サービス	4,824,500	807.68	3,896,684,001	849.79	4,099,826,328	10.12
2	中国	株式	IND & COMM BK OF CHINA - H	銀行	78,574,000	57.12	4,488,916,905	42.71	3,356,649,850	8.29
3	香港	株式	CNOOC LTD	エネルギー	19,646,500	168.22	3,304,957,805	152.27	2,991,729,727	7.39
4	香港	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	54,977,000	61.79	3,397,503,788	52.63	2,893,604,441	7.14
5	中国	株式	PETROCHINA CO LTD-H	エネルギー	20,364,000	116.20	2,366,325,309	99.33	2,022,927,177	4.99
6	中国	株式	BANK OF CHINA LTD - H	銀行	67,654,700	33.99	2,299,691,249	29.33	1,984,407,067	4.90
7	ケイマン 諸島	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	ソフトウェア ・サービス	840,300	2,135.90	1,794,799,973	2,240.22	1,882,460,227	4.65
8	ケイマン 諸島	株式	CHINA RESOURCES LAND LTD	不動産	10,186,000	139.60	1,422,018,567	160.24	1,632,302,425	4.03
9	香港	株式	AIA GROUP LIMITED	保険	5,773,600	287.35	1,659,097,579	261.12	1,507,608,205	3.72
10	中国	株式	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	保険	7,227,000	196.08	1,417,088,039	197.45	1,426,974,040	3.52
11	ケイマン 諸島	株式	MGM CHINA HOLDINGS LIMITED	消費者 サービス	11,190,000	140.25	1,569,410,191	119.16	1,333,458,588	3.29
12	中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	2,041,500	641.81	1,310,267,364	610.13	1,245,588,561	3.07
13	香港	株式	CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	不動産	6,052,000	153.09	926,534,571	179.25	1,084,874,257	2.68
14	香港	株式	DONGFENG MOTOR GRP CO LTD-H	自動車・ 自動車部品	7,744,000	149.29	1,156,147,597	121.82	943,392,665	2.33
15	中国	株式	CHINA RAILWAYS CONSTRUCTIO-H	資本財	14,307,500	52.32	748,659,968	63.67	910,967,109	2.25
16	中国	株式	CHINA SHENHUA ENERGY CO-H	エネルギー	3,062,000	355.04	1,087,141,053	267.76	819,893,368	2.02
17	中国	株式	AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	銀行	25,545,000	39.75	1,015,561,911	30.45	777,988,302	1.92
18	中国	株式	HUANENG POWER INTL INC-H	公益事業	11,566,000	52.18	603,605,204	58.04	671,401,673	1.66
19	中国	株式	CHINA COMMUNICATIONS CONST-H	資本財	8,868,000	76.34	677,013,271	68.06	603,602,193	1.49
20	バミュー ダ 諸島	株式	KUNLUN ENERGY COMPANY LTD	エネルギー	4,556,000	134.85	614,410,326	125.29	570,854,043	1.41
21	ケイマン 諸島	株式	KWG PROPERTY HOLDING LIMITED	不動産	9,574,000	48.74	466,726,755	48.64	465,748,292	1.15
22	香港	株式	JIANGXI COPPER COMPANY LTD-H	素材	2,661,000	211.55	562,945,194	169.44	450,900,063	1.11
23	中国	株式	CHINA TELECOM CORP LTD	電気通信 サービス	13,164,000	43.97	578,849,034	33.82	445,314,424	1.10
24	中国	株式	CHINA MINSHENG BANKING CORP LIMITED -H	銀行	5,734,000	74.25	425,755,191	69.08	396,146,004	0.98
25	中国	株式	GREAT WALL MOTOR COMPANY LIMITED	自動車・ 自動車部品	2,504,750	144.20	361,195,469	155.34	389,097,884	0.96
26	中国	株式	BBMG CORPORATION-H	素材	6,363,000	76.00	483,625,462	56.92	362,216,320	0.89
27	ケイマン 諸島	株式	GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LIMITED	自動車・ 自動車部品	12,600,000	30.19	380,468,347	27.38	345,108,960	0.85
28	中国	株式	NEW CHINA LIFE INSURANCE COMPANY	保険	1,023,100	335.98	343,742,964	290.75	297,475,532	0.73
29	中国	株式	CHINA PACIFIC INSURANCE (GROUP) COMPANY	保険	1,097,400	255.81	280,731,833	244.76	268,609,500	0.66
30	ケイマン 諸島	株式	HENGAN INTERNATIONAL GROUP COMPANY LTD	家庭用品・ パーソナル 用品	339,000	698.02	236,630,814	758.32	257,071,836	0.63

## 種類別および業種別投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	銀行	23.23
		エネルギー	16.77
		保険	11.72
		電気通信サービス	11.22
		不動産	8.72
		資本財	5.04
		ソフトウェア・サービス	4.65
		自動車・自動車部品	4.18
		素材	4.02
		消費者サービス	3.51
		公益事業	1.75
		家庭用品・パーソナル用品	0.63
		耐久消費財・アパレル	0.53
		小売	0.30
		各種金融	0.09
合計			96.35

(注) 業種分類は、世界産業分類基準 (GICS) に基づいています。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

(為替予約)

資産の種類			数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	売建	香港ドル	7,000,000.00	71,499,400	71,540,000	0.18

## ( 3 ) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

平成24年6月末日および同日前1年以内における各月末ならびに計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

計算期間末または各月末	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期（平成15年1月30日）	3,851	3,851	0.9310	0.9310
第2期（平成16年1月30日）	17,196	17,738	1.5873	1.6373
第3期（平成17年1月31日）	41,184	42,304	1.4712	1.5112
第4期（平成18年1月30日）	40,826	41,778	2.1448	2.1948
第5期（平成19年1月30日）	77,332	78,978	3.2897	3.3597
第6期（平成20年1月30日）	54,481	55,485	3.7982	3.8682
第7期（平成21年1月30日）	17,398	17,730	1.5624	1.5923
第8期（平成22年2月1日）	37,003	38,108	2.3454	2.4154
第9期（平成23年1月31日）	31,869	32,842	2.2930	2.3630
第10期（平成24年1月30日）	22,357	23,206	1.8429	1.9129
平成23年6月末日	29,421	-	2.2414	-
平成23年7月末日	28,892	-	2.2160	-
平成23年8月末日	24,715	-	1.9161	-
平成23年9月末日	21,344	-	1.6655	-
平成23年10月末日	23,670	-	1.8746	-
平成23年11月末日	21,555	-	1.7267	-
平成23年12月末日	21,369	-	1.7272	-
平成24年1月末日	22,452	-	1.7913	-
平成24年2月末日	25,418	-	2.0102	-
平成24年3月末日	23,915	-	1.8844	-
平成24年4月末日	24,309	-	1.9308	-
平成24年5月末日	21,321	-	1.7116	-
平成24年6月末日	20,823	-	1.6881	-

## 【分配の推移】

期	1口当たりの分配金（円）
第1期	0.0000
第2期	0.0500
第3期	0.0400
第4期	0.0500
第5期	0.0700
第6期	0.0700
第7期	0.0300
第8期	0.0700
第9期	0.0700
第10期	0.0700

## 【収益率の推移】

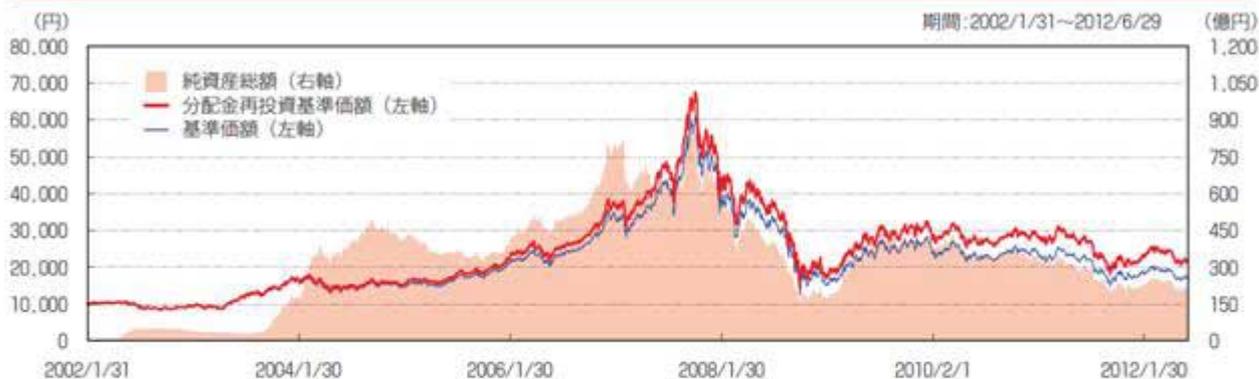
期	収益率（％）
第1期	6.9
第2期	75.9
第3期	4.8
第4期	49.2
第5期	56.6
第6期	17.6
第7期	58.1
第8期	54.6
第9期	0.8
第10期	16.6

## （参考情報）運用実績

（2012年6月末現在）基準価額：16,881円／純資産総額：208億円

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

## ① 基準価額・純資産総額の推移



注: 基準価額(1万口当たり)は信託報酬控除後のものです。分配金再投資基準価額(1万口当たり)は税引前分配金を再投資したものです。

## ② 分配の推移

決算期	分配金
第10期(2012年1月)	700円
第9期(2011年1月)	700円
第8期(2010年2月)	700円
第7期(2009年1月)	300円
第6期(2008年1月)	700円
設定来累計	5,200円

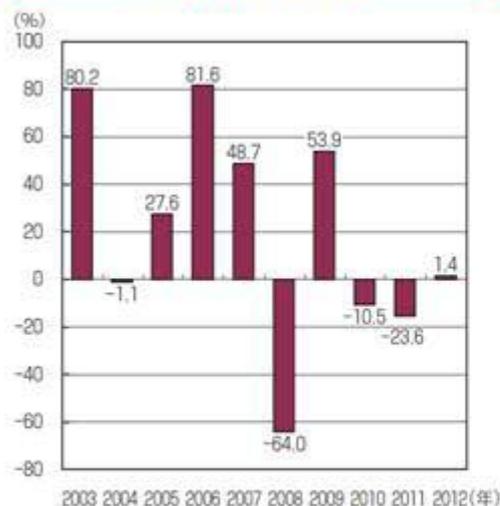
注: 分配金は1万口当たりの税引前の金額です。

## ③ 主要な資産の状況

（「チャイナ マザーファンド」のデータを表示しています。）

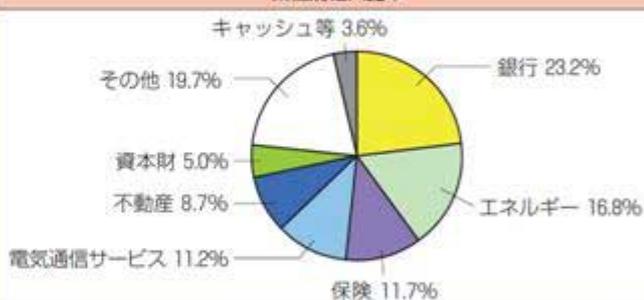
順位	銘柄名	業種	比率
1	中国移动(CHINA MOBILE)	電気通信サービス	10.1%
2	中国工商银行(INDUSTRIAL & COMMERCIAL BANK OF CHINA)	銀行	8.3%
3	中国海洋石油(CNOOC)	エネルギー	7.4%
4	中国建設銀行(CHINA CONSTRUCTION BANK)	銀行	7.1%
5	中国石油天然気(PETROCHINA)	エネルギー	5.0%
6	中国銀行(BANK OF CHINA)	銀行	4.9%
7	騰訊控股(TENCENT)	ソフトウェアサービス	4.6%
8	華潤置地(CHINA RESOURCES LAND)	不動産	4.0%
9	友邦保険控股(AIA GROUP)	保険	3.7%
10	中国人寿保險(CHINA LIFE INSURANCE)	保険	3.5%
組入銘柄数			49

## ④ 年間収益率の推移



- 当ファンドはベンチマークを設けていません。
- ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出しています。
- 2012年は年初から6月末までの騰落率です。

## 業種別組入比率



• 表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

※当ファンドにおける「チャイナ マザーファンド」の組入比率は100.89%です。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

## ( 4 ) 【設定及び解約の実績】

期	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	6,615,543,740	2,478,334,031
第2期	12,920,583,109	6,224,018,243
第3期	26,326,821,972	9,165,877,348
第4期	6,468,180,557	15,428,210,381
第5期	12,233,278,254	7,760,408,823
第6期	23,972,722,977	33,135,959,747
第7期	2,514,619,233	5,723,564,200
第8期	11,433,311,424	6,791,482,507
第9期	2,964,247,360	4,842,960,340
第10期	1,442,156,421	3,209,202,310

(注1) 本邦外において設定及び解約の実績はありません。

(注2) 第1期の設定口数には当初申込期間中の設定口数を含みます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

#### (6) 購入申込受付不可日

購入申込日が香港の証券取引所の休場日に該当する場合には、購入申込の受付は行いません。

#### (7) その他留意事項

購入申込の受付中止・取消

購入申込者の購入申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられる、または信託財産が毀損するおそれがあると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情<sup>\*</sup>があるときは、委託会社の判断により、購入申込の受付を中止することおよび既に受け付けた購入申込の受付を取り消すことができます。

（省略）

受益権の振替

（省略）

<訂正後>

#### (6) 購入申込受付不可日

購入申込日が中国（香港、上海、深セン）の証券取引所の休場日またはルクセンブルグの銀行休業日に該当する場合には、購入申込の受付は行いません。

#### (7) その他留意事項

購入申込の受付中止・取消

購入申込者の購入申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられる、または信託財産が毀損するおそれがあると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、当ファンドの主要投資対象である中国A株マザーファンドが主要投資対象とする投資信託証券の換金の停止ならびに換金代金の支払い資金に不足が生ずる事態が予想される場合、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情<sup>\*</sup>があるときは、委託会社の判断により、購入申込の受付を中止することおよび既に受け付けた購入申込の受付を取り消すことができます。

（省略）

受益権の振替

（省略）

### 2【換金（解約）手続等】

<訂正前>

#### (5) 支払開始日

換金代金は、換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目以降に販売会社の本支店、営業所等において支払います。

#### (6) 換金申込受付不可日

換金申込日が香港の証券取引所の休場日に該当する場合には、換金申込の受付は行いません。

#### (7) その他留意事項

換金申込の受付中止・取消

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情<sup>\*</sup>があるときは、換金申込の受付を中止することおよび既に受け付けた換金申込の受付を取り消すことができます。

（省略）

振替受益権の抹消

（省略）

<訂正後>

#### (5) 支払開始日

換金代金は、換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目以降に販売会社の本支店、営業所等に

において支払います。

ただし、取引所における取引の停止、この投資信託の主要投資対象である親投資信託「H S B C 中国A株マザーファンド」が主要投資対象とする投資信託証券の換金の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情により、有価証券の売却（「H S B C 中国A株マザーファンド」が主要投資対象とする投資信託証券の換金を含みます。）や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

(6) 換金申込受付不可日

換金申込日が中国（香港、上海、深セン）の証券取引所の休場日またはルクセンブルグの銀行休業日に該当する場合には、換金申込の受付は行いません。

(7) その他留意事項

換金申込の受付中止・取消

委託会社は、取引所における取引の停止、当ファンド主要投資対象である「H S B C 中国A株マザーファンド」が主要投資対象とする投資信託証券の換金の停止ならびに支払い資金に不足が生ずる事態が予想される場合、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情<sup>\*</sup>があるときは、換金申込の受付を中止することおよび既に受け付けた換金申込の受付を取り消すことができます。

（省略）

振替受益権の抹消

（省略）

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

<訂正前>

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額の計算にあたり、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。なお、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<当ファンドの主たる投資対象の評価方法>

マザーファンドを通じて投資する海外の取引所上場株式の評価は、原則として、海外の取引所における計算日に知りうる直近の日の最終相場で評価します。

基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。また、基準価額（1万口当たり）は、翌日の日本経済新聞朝刊に「チャイナ株」の略称で掲載されます。

（省略）

<訂正後>

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<主たる投資対象の評価方法>

マザーファンド受益証券・・・原則として、計算日の基準価額で評価します。

<マザーファンドの主たる投資対象の評価方法>

海外の取引所上場株式の評価は、原則として、海外の取引所における計算日に知りうる直近の日の最終相場で評価します。

投資信託証券（国内籍）：原則として、計算日の基準価額で評価します。

投資信託証券（外国籍）：原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。また、基準価額（1万口当たり）は、翌日の日本経済新聞朝刊に「チャイナ株」の略称で掲載されます。

（省略）

## ( 3 ) 【信託期間】

## &lt; 訂正前 &gt;

当ファンドの信託期間は無期限とします。

ただし、後記「( 5 ) その他」の 信託の終了の(a)、(g)、(h)および(j)に該当した場合には、信託を終了することがあります。

## &lt; 訂正後 &gt;

当ファンドの信託期間は無期限とします。

ただし、後記「( 5 ) その他」の 信託の終了の(a)、(c)、(h)、(i)および(k)に該当した場合には、信託を終了することがあります。

## ( 5 ) 【その他】

## &lt; 訂正前 &gt;

信託の終了

(a) ~ (b) ( 省略 )

(c) 前記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月（以下「1ヶ月」を意味します。）を下らないものとします。

(d) 前記(c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(a)の信託契約の解約をしません。

(e) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(f) 前記(c)から(e)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記(c)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(g) 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

(h) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(i) 前記(h)にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「投資信託約款の変更」の(d)に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。

(j) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「投資信託約款の変更」にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

~ ( 省略 )

## &lt; 訂正後 &gt;

信託の終了

(a) ~ (b) ( 省略 )

(c) 委託会社は、当ファンドが投資する「H S B C 中国A株マザーファンド」において、その主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる可能性がある場合には、新たな投資信託証券を選定することとし、選定できない場合には、当該マザーファンドの信託を終了させるとともに、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(d) 前記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月（以下「1ヶ月」を意味します。）を下らないものとします。

(e) 前記(d)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超

えるときは、前記(a)の信託契約の解約をしません。

- (f) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
  - (g) 前記(d)から(f)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記(d)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
  - (h) 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
  - (i) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
  - (j) 前記(i)にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「投資信託約款の変更」の(e)に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。
  - (k) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「投資信託約款の変更」にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ~ (省略)

## 第3【ファンドの経理状況】

## 2【ファンドの現況】

以下は全文更新につき、訂正・更新後のものを記載いたします。

## &lt;訂正・更新後&gt;

以下は平成24年6月末日現在の当ファンドの現況であります。

なお、「H S B C 中国A株マザーファンド」は平成24年8月20日に運用を開始する予定であり、本書提出日現在、該当事項はありません。

## 【純資産額計算書】

資産総額	21,032,977,376 円
負債総額	209,263,411 円
純資産総額 ( - )	20,823,713,965 円
発行済口数	12,335,639,053 口
1口当たり純資産額 ( / )	1.6881 円

## (参考) H S B C チャイナ マザーファンド

資産総額	41,175,493,301 円
負債総額	666,858,003 円
純資産総額 ( - )	40,508,635,298 円
発行済口数	15,422,543,862 口
1口当たり純資産額 ( / )	2.6266 円

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

< 訂正前 >

（省略）

平成24年4月末現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

（親投資信託は、ファンド数および純資産総額の合計から除いています。）

基本的性格	ファンド数	純資産総額
追加型株式投資信託	36	549,283百万円
合 計	36	549,283百万円

< 訂正後 >

（省略）

平成24年6月末現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

（親投資信託は、ファンド数および純資産総額の合計から除いています。）

基本的性格	ファンド数	純資産総額
追加型株式投資信託	37	466,753百万円
合 計	37	466,753百万円

#### 3【委託会社等の経理状況】

以下は全文更新につき、訂正・更新後のものを記載いたします。

< 訂正後 >

- （1）当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令 第52号）により作成しております。
- （2）当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
- （3）財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
<b>資産の部</b>				
<b>流動資産</b>				
預金	*4	7,169,735	*4	6,595,906
前払費用		6,089		7,317
未収入金		22,872		27,008
未収委託者報酬		1,337,973		1,933,315
未収投資助言報酬		17,560		14,826
未収収益		-		10,090
未収消費税等		-		50,169
繰延税金資産		182,176		78,144
<b>流動資産計</b>		<b>8,736,407</b>		<b>8,716,778</b>
<b>固定資産</b>				
<b>有形固定資産</b>				
建物附属設備	*1	27,581	*1	19,510
器具備品		5,779		4,415
<b>有形固定資産計</b>		<b>33,360</b>		<b>23,925</b>
<b>無形固定資産</b>				
商標権		991		891
<b>無形固定資産計</b>		<b>991</b>		<b>891</b>
<b>投資その他の資産</b>				
敷金		44,556		34,432
繰延税金資産		11,323		12,109
<b>投資その他の資産計</b>		<b>55,880</b>		<b>46,542</b>
<b>固定資産計</b>		<b>90,232</b>		<b>71,359</b>
<b>資産合計</b>		<b>8,826,640</b>		<b>8,788,137</b>
<b>負債の部</b>				
<b>流動負債</b>				
預り金		353		164
未払金	*4, 5	961,379	*4, 5	1,201,471
未払費用		840,730		521,412
未払法人税等	*2	1,101,898	*2	34,972
未払消費税等		167,507		-
賞与引当金		87,330		54,383
<b>流動負債計</b>		<b>3,159,199</b>		<b>1,812,404</b>
<b>固定負債</b>				
役員退職慰労引当金		24,673		28,449
<b>固定負債計</b>		<b>24,673</b>		<b>28,449</b>
<b>負債合計</b>		<b>3,183,872</b>		<b>1,840,854</b>

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	495,000	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,147,767	6,452,283
利益剰余金合計	5,147,767	6,452,283
株主資本合計	5,642,767	6,947,283
純資産合計	5,642,767	6,947,283
負債・純資産合計	8,826,640	8,788,137

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)		当事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		14,640,091		10,597,411
投資助言報酬		90,651		72,649
その他営業収益		3,430		21,642
営業収益計		14,734,173		10,691,703
営業費用				
支払手数料	*2	6,120,220	*2	4,468,924
広告宣伝費		53,806		26,401
調査費				
調査費		18,226		24,259
委託調査費		2,770,320		1,972,758
調査費計		2,788,546		1,997,018
委託計算費		135,093		125,299
営業雑経費				
通信費		25,148		20,954
印刷費		185,681		135,410
協会費		5,796		7,922
諸会費		550		550
営業雑経費計		217,177		164,837
営業費用計		9,314,845		6,782,481
一般管理費				
給料 *2				
役員報酬	*1	67,091	*1	69,304
給料・手当	*3	669,223	*3	785,140
退職手当		54,787		58,725
賞与		273,379		197,543
賞与引当金繰入額		87,330		54,383
給料計		1,151,812		1,165,097
交際費		8,064		3,899
旅費交通費		25,718		25,291
租税公課		23,259		14,707
不動産賃借料		40,541		57,303
役員退職慰労引当金繰入		3,720		3,776
固定資産減価償却費		11,845		11,150
弁護士費用等		58,374		62,159
事務委託費	*2	210,555	*2	233,589
保険料		6,883		7,487
諸経費		100,165		71,295
一般管理費計		1,640,940		1,655,759
営業利益		3,778,387		2,253,462

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)
営業外収益		
受取利息	3	1
為替差益	302	-
その他	102	180
営業外収益計	408	182
営業外費用		
為替差損	-	2,317
雑損失	461	39
営業外費用計	461	2,357
経常利益	3,778,334	2,251,287
特別損失		
固定資産除却損	0	-
特別損失計	0	-
税引前当期純利益	3,778,334	2,251,287
法人税、住民税及び事業税	1,627,707	843,525
法人税等調整額	70,376	103,246
当期純利益	2,221,004	1,304,515

## (3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	495,000	495,000
当期末残高	495,000	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	2,926,763	5,147,767
当期変動額		
当期純利益	2,221,004	1,304,515
当期変動額合計	2,221,004	1,304,515
当期末残高	5,147,767	6,452,283
株主資本合計		
当期首残高	3,421,763	5,642,767
当期変動額		
当期純利益	2,221,004	1,304,515
当期変動額合計	2,221,004	1,304,515
当期末残高	5,642,767	6,947,283
純資産合計		
当期首残高	3,421,763	5,642,767
当期変動額		
当期純利益	2,221,004	1,304,515
当期変動額合計	2,221,004	1,304,515
当期末残高	5,642,767	6,947,283

## 重要な会計方針

### 1 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 5年

器具備品 3～5年

#### (2) 無形固定資産（リース資産除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前に開始する事業年度に属するもの及び個々のリース資産で重要性が乏しいと認められるものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

### 2 引当金の計上基準

#### (1) 退職給付引当金

従業員に対する退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額を退職給付引当金として計上しております。但し、当事業年度には対象従業員が居ない為、引当計上はしておりません。

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

#### (3) 役員退職慰労引当金

役員の在任中の貢献に報いるために、役員退職慰労金制度の内規に基づき当事業年度末における要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。

### 3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### 4 その他財務諸表作成のための重要な事項

#### 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

#### (追加情報)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

## 注記事項

## （貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
建物附属設備	13,567 千円	21,638 千円
器具備品	9,553	12,533

2 未払法人税等の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法人税	745,608 千円	21,466 千円
事業税	95,074	5,788
地方法人特別税	106,604	3,009
住民税	154,610	4,708

3 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行の香港上海銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次の通りであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,000,000 千円	1,000,000 千円
借入実行残高	-	-
差引額	1,000,000	1,000,000

4 関係会社に対する債権及び債務

各科目に含まれているものは、次の通りであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
預金	7,132,716 千円	6,540,154 千円
未払金	80,178	26,824

5 当社が採用するグループ会社株式による報酬制度に係る費用については、当社負担相当額を権利確定期間に亘って費用処理しております。

## （損益計算書関係）

1 役員報酬の限度額は次の通りであります。

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
取締役 年額	300,000 千円	300,000 千円
監査役 年額	50,000	50,000

## 2 関係会社に係る営業費用

各科目に含まれているものは、次の通りであります。

	前事業年度 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)
支払手数料	101,960 千円	114,466 千円
事務委託費	118,080	124,963
人件費等	94,650	51,301

## 3 給料・手当及び退職手当に含まれる、被出向者に係る退職給付費用相当額

	前事業年度 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)
退職給付費用相当額	106,826 千円	120,866 千円

## （株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

## 1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,100	-	-	2,100

## 2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

## 1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,100	-	-	2,100

## 2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4．配当に関する事項

該当事項はありません。

## （リース取引関係）

該当事項はありません。

## （金融商品関係）

## 1．金融商品の状況に関する事項

## （1）金融商品に関する取組方針

当社は、内部管理規程に基づく安全性及びカウンターパーティー・リスクを重視した運用を自己資金運用の基本方針としております。

## （2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、当社が運用を委託している信託財産から回収を行っており、回収のリスクは僅少と判断しております。未収投資助言報酬は、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理をしており、回収期日はすべて1年以内となっております。営業債務である未払金、未払費用は、1年以内の支払期日となっております。

## 2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成23年3月31日）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
( 1 ) 預金	7,169,735	7,169,735	-
( 2 ) 未収委託者報酬	1,337,973	1,337,973	-
( 3 ) 未収投資助言報酬	17,560	17,560	-
資産計	8,525,269	8,525,269	-
( 1 ) 未払金	961,379	961,379	-
( 2 ) 未払費用	840,730	840,730	-
負債計	1,802,110	1,802,110	-

注)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産項目 ( 1 ) 預金、( 2 ) 未収委託者報酬、( 3 ) 未収投資助言報酬

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債項目 ( 1 ) 未払金、( 2 ) 未払費用

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

当事業年度（平成24年3月31日）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
( 1 ) 預金	6,595,906	6,595,906	-
( 2 ) 未収委託者報酬	1,933,315	1,933,315	-
( 3 ) 未収投資助言報酬	14,826	14,826	-
( 4 ) 未収収益	10,090	10,090	-
資産計	8,554,138	8,554,138	-
( 1 ) 未払金	1,201,471	1,201,471	-
( 2 ) 未払費用	521,412	521,412	-
負債計	1,722,884	1,722,884	-

注)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産項目 ( 1 ) 預金、( 2 ) 未収委託者報酬、( 3 ) 未収投資助言報酬、( 4 ) 未収収益

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債項目 ( 1 ) 未払金、( 2 ) 未払費用

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

( 有価証券関係 )

該当事項はありません。

( デリバティブ取引関係 )

該当事項はありません。

( 退職給付関係 )

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

重要性がないため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

（１）セグメント情報

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（２）関連情報

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. サービスごとの情報

単一サービスによる営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（１）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦の所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（３）報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

（４）報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

（５）報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

## （税効果会計関係）

## 1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
減価償却の償却超過額	1,284 千円	1,970 千円
退職給付引当金及び役員退職慰労金損金算入限度超過額	10,039	10,139
未払金否認	32,783	31,247
未払費用否認	37,455	24,266
賞与引当金否認	35,533	20,671
未払事業税等	82,061	3,343
前払費用	2,209	2,063
繰延税金資産小計	201,366	93,702
評価性引当額	7,866	3,448
繰延税金資産の合計	193,500	90,254

## 2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率 (調整)	40.7 %	40.7 %
評価性引当額	0.0	0.1
住民税均等割	0	0
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5	1.2
事業税段階税率端数調整	-	0.0
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.2	42.1

## 3．法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税負債の金額の修正

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率の引き下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の40.7%から平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）が7,083千円減額し、当事業年度に計上された法人税等調整額が7,083千円増加しております。

## （関連当事者との取引）

## 1 関連当事者との取引

## （ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited *4	香港	22,494百万 香港ドル	銀行業	間接 100%	資金の預金・販売委託契約・事務委託、役員の兼任	*1 資金の預入		預金	7,132,716
							*2 支払手数料	101,960	未払金	80,178
							*3 事務委託	118,080		
							人件費等	94,650		

日常業務に関わる資金の出入りであるため、取引金額の記載を行なっていません。

#### 取引条件及び取引条件の決定方針

- \*1 当該預金は定期預金1,005,246千円を含んでおり、預け入れ更新日の利率表に基づき、利息を授受しております。残額については、全額当座預金であり、無利息となっております。
- \*2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- \*3 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。
- \*4 当該預金並びに当該会社との取引内容につきましては、The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limitedの東京支店に対するものです。

#### 当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited *4	香港	32,140百万 香港ドル	銀行業	間接 100%	資金の預金・販売委託契約・事務委託、役員の兼任	*1 資金の預入		預金	6,540,154
							*2 支払手数料	114,466	未払金	26,824
							*3 事務委託	124,963		
							人件費等	51,301		

日常業務に関わる資金の出入りであるため、取引金額の記載を行なっていません。

#### 取引条件及び取引条件の決定方針

- \*1 当該預金は定期預金1,005,246千円を含んでおり、預け入れ更新日の利率表に基づき、利息を授受しております。残額については、全額当座預金であり、無利息となっております。
- \*2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- \*3 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。
- \*4 当該預金並びに当該会社との取引内容につきましては、The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limitedの東京支店に対するものです。

#### （イ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
----	--------	-----	----------	-----------	---------------	-----------	-------	----------	----	----------

同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management Ltd	英国 ロンドン	146,275千ポンド	投資運用業	なし	事務委託等	事務委託	46,011	未払費用	38,148
同一の親会社を持つ会社	Halbis Capital Management (UK) Ltd *4	英国 ロンドン	17,800千ポンド	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	68,252	未払費用	-
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (HK) Ltd	香港	240,000千香港ドル	投資運用業	なし	事務委託・投資運用契約	事務委託	27,925	未払費用	178,425
							*1 支払投資運用報酬	225,313		
同一の親会社を持つ会社	Halbis Capital Management (HK)Ltd *5	香港	5,000千香港ドル	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	749,164	未払費用	40,132
同一の親会社を持つ会社	Sinopia Asset Management (Asia Pacific) Ltd *6	香港	6,000千香港ドル	投資運用業	なし	投資運用契約	共通発生経費立替分	3,430	未収収益	-
							*1 支払投資運用報酬	4,350	未払費用	-
同一の親会社を持つ会社	Sinopia Asset Management SA	フランス パリ	3,387千ユーロ	投資運用業	なし	投資運用契約	マネジメントフィー	989	未収収益	-
							*1 支払投資運用報酬	65,894	未払費用	29,379
同一の親会社を持つ会社	HSBC Bank Brasil SA	ブラジル	4,824百万ブラジルレアル	銀行業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	1,633,381	未払費用	505,489
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (UK) Ltd	英国 ロンドン	35,621千ポンド	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	23,964	未払費用	4,126
同一の親会社を持つ会社	HSBC Services Japan Limited *7	パハマ	5千米ドル	サービス業	なし	事務委託	*3 事務委託	9,769	未払金	337,020
							人件費・事務所賃借料等	941,898		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Securities (Japan) Limited *8	英国 ロンドン	119百万ポンド	証券業	なし	販売委託契約・事務委託、役員の兼任	*2 支払手数料	12,598	未払金	10,849
							*3 事務委託	13,265		
							人件費等	25,751		

## 取引条件及び取引条件の決定方針

- \*1 当該会社との投資運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- \*2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- \*3 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。
- \*4 Halbis Capital Management (UK) Ltd.は、HSBCグループのブランディング（商標）の統一を目的として、HSBC Global Asset Management (UK) Ltd.に、平成23年1月1日付けで統合されました。
- \*5 Halbis Capital Management (HK)Ltd.は、HSBCグループのブランディング（商標）の統一を目的として、HSBC Global Asset Management (HK) Ltd.に、平成23年1月1日付けで統合されました。
- \*6 Sinopia Asset Management (Asia Pacific) Ltd. は、HSBCグループのブランディング（商標）の統一を目的として、HSBC Global Asset Management (HK) Ltd.に、平成23年3月1日付けで統合されました。
- \*7 当該会社との取引内容につきましては、HSBC Services Japan Limitedの東京支店に対するものです。

\*8 当該会社との取引内容につきましては、HSBC Securities (Japan) Limited の東京支店に対するものです。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management Ltd	英国 ロンドン	146,275千ポンド	投資運用業	なし	事務委託等	事務委託	63,509	未払費用	15,722
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (HK) Ltd	香港	240,000千香港ドル	投資運用業	なし	事務委託・投資運用契約	事務委託 *1 支払投資運用報酬	23,137 715,410	未払費用	151,702
同一の親会社を持つ会社	Sinopia Asset Management SA	フランス パリ	*4	投資運用業	なし	投資運用契約	マネジメントフィー *1 支払投資運用報酬	117 15,629	未収収益 未払費用	- -
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (FRANCE) *4	フランス パリ	7,882千ユーロ	投資運用業	なし	投資運用契約	マネジメントフィー *1 支払投資運用報酬	203 35,566	未収収益 未払費用	- 20,553
同一の親会社を持つ会社	HSBC Bank Brasil SA	ブラジル	4,824百万ブラジルレアル	銀行業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	1,128,948	未払費用	287,889
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (UK) Ltd	英国 ロンドン	35,620千ポンド	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	77,203	未払費用	3,435
同一の親会社を持つ会社	HSBC Services Japan Limited *5	バハマ	5千米ドル	サービス業	なし	事務委託	*3 事務委託 人件費・事務所賃借料等	3,730 1,144,746	未払金	371,139
同一の親会社を持つ会社	HSBC Securities (Japan) Limited *6	英国 ロンドン	102百万ポンド	証券業	なし	販売委託契約・事務委託、役員の兼任	*2 支払手数料 *3 事務委託 人件費等	7,352 15,430 12,247	未払金	1,948
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (USA) Inc.	米国 ニューヨーク	1,100米ドル	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 その他営業収益	21,642	未収収益	10,090

#### 取引条件及び取引条件の決定方針

- \*1 当該会社との投資運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- \*2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- \*3 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。
- \*4 Sinopia Asset Management SAは、HSBCグループのブランディング（商標）の統一を目的として、HSBC Global Asset Management (FRANCE)に、平成23年7月1日付けで統合されました。なお、Sinopia Asset Management SAは、統合されたため、期末時点での資本金又は出資金はございません。
- \*5 当該会社との取引内容につきましては、HSBC Services Japan Limitedの東京支店に対するものです。

\*6 当該会社との取引内容につきましては、HSBC Securities (Japan) Limited の東京支店に対するものです。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited (非上場)

### (1株当たり情報)

	前事業年度 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	2,687,032.35円	3,308,230.02円
1株当たり当期純利益	1,057,621.14円	621,197.66円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りです。

	前事業年度 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)
当期純利益(千円)	2,221,004	1,304,515
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	2,221,004	1,304,515
普通株式の期中平均株式数(株)	2,100	2,100

### (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

以下は全文更新につき、訂正・更新後のものを記載いたします。（下線部は、訂正部分を示します。）

## &lt; 訂正・更新後 &gt;

## (1) 受託会社

名 称：三井住友信託銀行株式会社

資本金の額：342,037百万円（平成24年4月1日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

## (参考) 再信託受託会社

名 称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成24年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

## (2) 販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
いちよし証券株式会社	14,577百万円 （平成24年3月末現在）	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岩井コスモ証券株式会社	13,500百万円 （平成24年5月1日現在）	
H S B C 証券会社東京支店	24,422百万円（注1） （平成24年3月末現在）	
エース証券株式会社	8,831百万円 （平成24年3月末現在）	
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円 （平成24年3月末現在）	
S M B C フレンド証券株式会社	27,270百万円 （平成24年3月末現在）	
株式会社 S B I 証券	47,937百万円 （平成24年3月末現在）	
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	2,850百万円 （平成24年3月末現在）	
クレディ・スイス証券株式会社	78,100百万円 （平成24年3月末現在）	
静銀ティーエム証券株式会社	3,000百万円 （平成24年3月末現在）	
株式会社証券ジャパン	3,000百万円 （平成24年3月末現在）	
高木証券株式会社	11,069百万円 （平成24年3月末現在）	
中銀証券株式会社	2,000百万円 （平成24年3月末現在）	
東海東京証券株式会社	6,000百万円 （平成24年3月末現在）	
野村証券株式会社	10,000百万円 （平成24年3月末現在）	

浜銀 T T 証券株式会社	3,307百万円 (平成24年4月2日現在)	
PWM日本証券株式会社	3,000百万円 (平成24年3月末現在)	
フィデリティ証券株式会社	5,207百万円 (平成24年3月末現在)	
フィリップ証券株式会社	950百万円 (平成24年7月末現在)	
マネックス証券株式会社	7,425百万円 (平成24年3月末現在)	
みずほインベスターズ証券株式会社	80,288百万円 (平成24年3月末現在)	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円 (平成24年3月末現在)	
むさし証券株式会社	5,000百万円 (平成24年3月末現在)	
明和証券株式会社	511百万円 (平成24年3月末現在)	
楽天証券株式会社	7,495百万円 (平成24年3月末現在)	
リテラ・クリア証券株式会社	3,794百万円 (平成24年3月末現在)	
株式会社イオン銀行	51,250百万円 (平成24年3月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社伊予銀行	20,948百万円 (平成24年3月末現在)	
オーストラリア・アンド・ニュー ジーランド・バンキング・グループ ・リミテッド（銀行）	22,572百万豪ドル (平成23年9月末現在)	
株式会社京都銀行	42,103百万円 (平成24年3月末現在)	
株式会社西京銀行	12,690百万円 (平成24年3月末現在)	
株式会社山陰合同銀行	20,705百万円 (平成24年3月末現在)	
株式会社ジャパンネット銀行	37,250百万円 (平成24年3月末現在)	
株式会社十八銀行	24,404百万円 (平成24年3月末現在)	
株式会社新生銀行	512,204百万円 (平成24年3月末現在)	
スルガ銀行株式会社	30,043百万円 (平成24年3月末現在)	
株式会社第四銀行	32,776百万円 (平成24年3月末現在)	
株式会社千葉銀行	145,069百万円 (平成24年3月末現在)	

株式会社中国銀行	15,149百万円 (平成24年3月末現在)	
株式会社東京スター銀行	26,000百万円 (平成24年3月末現在)	
株式会社百十四銀行	37,322百万円 (平成24年3月末現在)	
株式会社福井銀行	17,965百万円 (平成24年3月末現在)	
株式会社北洋銀行	121,101百万円 (平成24年3月末現在)	
株式会社八千代銀行	43,734百万円 (平成24年3月末現在)	
株式会社横浜銀行	215,628百万円 (平成24年3月末現在)	
楽天銀行株式会社	25,954百万円 (平成24年3月末現在)	
ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ ・バンキング・コーポレーション・ リミテッド	321億4,036万8,235香港ドル 117億3,350万米ドル(注2) (平成24年3月末現在)	
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円 (平成24年3月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(注1) H S B C 証券会社東京支店の資本金の額は、持込資本金額です。

(注2) ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッドの資本金の額は、自己資本の額です。

## 独立監査人の監査報告書

平成24年6月15日

HSBC投信株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 通教  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているHSBC投信株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、HSBC投信株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

